

5(3) 青少年センター感染防止個別ガイドライン 青少年サポートプラザ及びかながわ子ども若者総合相談センターに関する事項

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

改定 令和4年5月12日

改定 令和4年12月22日

改定 令和5年3月23日

改定 令和5年5月8日

改定 令和5年7月1日

青少年サポート課

本ガイドラインは、神奈川県立青少年センターの青少年サポート課所管の青少年サポートプラザ及びかながわ子ども若者総合相談センター事業（相談室・事務室・交流サロン・活動室・ワーキングコーナー）の運営における、感染予防対策を定めるものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 青少年サポート課管轄の施設において職員が講じる予防措置

- (1) 電話、ドアノブ、机、椅子、蛇口など、接触が多い場所の消毒を必要に応じて行うとともに、定期的な換気を行う。
- (2) 利用者と近距離で対面する箇所（相談室1・2、サポートプラザ受付）には、ビニールカーテン等を設置し対応する。
- (3) 各所（青少年サポート課事務室内カウンター、相談室入口、NPO活動室1・2入口、サポートプラザ受付）に利用者用の手指消毒液を設置する。

2 登録団体の活動室等の利用について

(1) 登録団体

登録団体（以下「団体」とする。）が青少年サポートプラザを利用する場合は、活動室等の利用に際し、団体活動のすべての参加者（団体活動を実施する団体のスタッフも含む。以下「参加者」とする。）に対し、以下の感染予防策を参加者に講じることを依頼する。

ア 入室時及び利用時に、手洗いまたは手指消毒を行うこと。

イ 3密回避に留意すること。

ウ 咳エチケットを心がけること。

エ 参加者に対し、体調不良時は参加を自粛するように伝えること。

オ 研修室の団体利用については、研修室の個別利用ガイドラインに加え、上記の利用条件及び活動室の予防措置に準じて使用すること。

(2) (1)の登録団体を通じずに利用する者

(1)の利用条件に準じて使用すること。

3 各施設における予防措置

(1) 相談室

ア 面談時間は、面談と面談の間に消毒と換気の時間が十分とれるよう設定する。

イ 換気の際は、サーキュレーター等を活用する。

ウ ビニールカーテン等を設置して面談を実施する。

エ 面談対象者の当日の体調を確認する。

(2) 交流サロン（サポートプラザ受付・情報コーナー・ロッカー）

受付にビニールカーテン等を設置する。

(3) 活動室 1・2 共通

ア 利用する際は定期的に換気を行う。

イ 活動中に出たごみは、各利用者に持ち帰りをお願いする。

(4) 活動室 2

換気の際は、サーキュレーターを活用する。

4 主催事業、出張して実施する事業等について

(1) 事業の実施者は、1・2に準じた感染症対策を行う。

(2) 出張の場合は、利用施設のガイドラインに従う。